



# とよしん

## 海外貿易投資ニュース

エコミック レポート  
とよしん ER

第14号  
発行日:2012.6.29

### ミャンマーの投資環境について

今回は、アジア最後の黄金地帯として注目されているミャンマーの投資環境について紹介いたします。

ミャンマーは、数年前よりチャイナ・プラスワンの候補国の一つとして注目されています。同国はアセアン地域において、より将来性の高い生産拠点が求められるなか、天然ガス、鉱物をはじめとする恵まれた天然資源と、低廉で優秀な労働力を擁するメコン地域最大の国であり、2010年の総選挙後、経済の民主化が進むことが期待されており、隣国インドやタイを始めとして海外からの直接投資増加が予想されています。

#### ◆ミャンマーの一般情報

面積	676,578平方キロメートル(日本の約1.8倍)
首都	ネーピードー(Nay Pyi Taw)
人口	5,884万人(2009年、出所:アジア開発銀行)
言語	ミャンマー語、シャン語、カレン語、英語
宗教	仏教(89.4%)、キリスト教(4.9%)、イスラム教(3.9%)、ヒンドゥー教(0.5%)など
主要な輸出品目	天然ガス、豆類、縫製品、チーク、堅木、魚類、コメ、ゴム、エビ、ごま
主要な輸入品目	精油、一般・輸送機械、卑金属・同製品、電気機械・器具、プラスチック 合繊織物、食用植物油、医薬品、セメント、紙・同製品、ゴム製品
一人当たりのGDP(名目)	742米ドル



地図出所: 外務省ホームページ

#### ◆日本との関係

	年	日本の輸出(A)	日本の輸入(B)	収支(A-B)
日本との貿易(通関ベース)(100万ドル)	2006	103.82	245.55	▲141.73
	2007	175.87	295.18	▲119.31
	2008	186.77	313.55	▲126.78
	2009	201.92	340.96	▲139.04
	2010	264.19	388.96	▲124.77
日本の主要輸出品目	一般機械(44.3%)、輸送機械(20.2%)など 備考:シェアは2010年、米ドルベース 出所:財務省(日本)			
日本の主要輸入品目	繊維二次製品(男性用シャツなど)、履物(20.2%)、魚介類(14.5%)など 備考:シェアは2010年、米ドルベース 出所:財務省(日本)			
対日貿易上の特徴および問題点	特徴:特恵関税を利用した、衣類、靴などの労働集約型製品の輸出が多い。 問題点:ミャンマー側の外貨不足による輸入規制措置や外為規制			
日本企業の投資件数と投資額	件数:24件 金額:2億3,760万ドル 備考:認可ベース。1988年の外国投資解禁以降、2004年3月までの累計。 以降、新規の認可案件はない。			
日系企業進出状況	企業数:51社 備考:日系進出企業数はヤンゴン日本人商工会議所メンバー数、2009年8月時点。			
投資(進出)に関連した特長、問題点	長所: ・勤勉、低廉かつ豊富な労働力(英語可)。特に縫製業では中国やベトナムに次ぐ候補地として注目される。 ・日本向け特恵関税の活用 ・豊富な天然資源(農業、水産物、天然ガス等) 短所: ・電力などインフラの未整備、二重為替レート、外貨送金規制、欧米による制裁など。			
在留邦人	516人 出所:外務省「海外在留邦人数調査統計」(平成23年速報版)			

以上、出所:ジェトロのホームページ「国・地域別情報 ミャンマー」

## ミャンマーの投資環境について（前項続き）

## ◆外資に関する規制

規制業種・禁止業種	ミャンマー投資委員会発表の業種(チーク材の伐採・販売、天然ガス・石油の採掘・販売、真珠・ひすいその他宝石の採掘・輸出、魚・えびの養殖、郵便・通信事業、鉄道・航空輸送、放送、金属の採掘・精錬・輸出、電力、銀行・保険、国防に関する物資の製造)
出資比率	外資100%も可。合弁企業の場合は外資比率35%以上でなければならず、国営企業との合弁の場合は外資比率最大50%まで。
外国企業の土地所有の可否	外国人、外国法人は土地所有ができず、不動産移転規制法によるリース(10~30年間、ただし50年まで延長可能。5,000エーカーを限度)契約により土地使用権を得る。
資本金に関する規制	最低投資金額:外国投資法による規定は、製造業50万ドル、サービス業30万ドル。会社法では、製造業100万チャット、商業50万チャット、サービス業30万チャット。

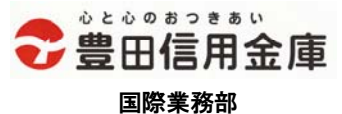
## ◆外資に関する奨励

奨励業種	以下の政策に沿った業種:輸出拡大、大規模投資を要する天然資源開発、ハイテク技術の取得、多額の資本を要する財サービスの生産、雇用機会の増大、エネルギー消費の節約、地方開発。
各種優遇措置	<p>法人税免除(原則として、商業生産開始後3年間)が基本。その他、商業税、関税免除など。</p> <p>外国投資法に定める要件に基づき設立された企業は、生産または役務の提供から3年間の法人所得税免除が認められる。さらにミャンマー投資委員会(MIC)が認めれば、以下の優遇措置が与えられる。ただし、これらの優遇措置がいかなる条件で認められるかの規定はなく、申請によりMICが個別に決定する。包括的な優遇措置がすべて享受できると思われるものの、個別に検討されることが多い。</p> <p>a.開業から3年間の所得税免除経過後、MICが適当と認定したものについての免税または軽減期間の延長</p> <p>b.業務上の利益が1年以内に再投資される場合、当該利益に対する所得税の減免措置</p> <p>c.業務上使用される設備、機械、器具、建物、その他有形固定資産に対する加速減価償却</p> <p>d.ミャンマーで生産、輸出される場合、輸出から生じる利益に対する減税(限度50%)</p> <p>e.外国人雇用者の所得税を肩代わりして支払うこと、およびその支払いを法人税課税所得から控除すること</p> <p>f.外国人雇用者の個人所得税の支払税率にミャンマー居住者の税率を適用すること。</p> <p>g.ミャンマーにおいて発生した業務に係わる研究開発費用の当該年度課税所得からの控除</p> <p>h.欠損(損失)の3年間(事業年度)の繰越</p> <p>i.工場等の立ち上げにおける機械設備、部品、スペアパーツおよび原材料の輸入関税、その他国内諸税の減免措置</p> <p>j.工場等の立ち上げ完了後、営業生産開始から3年間の原材料の輸入関税、その他諸税の減免措置</p> <p>k.輸向け財貨についての商業税の免除</p>

以上、出所:ジェトロのホームページ「国・地域別情報 ミャンマー」

5、6月は次のセミナー等をご案内させていただきました。

セミナー等名称	開催地	主催者
製造技術展示会「IMTS 2012(アメリカ・シカゴ)」	シカゴ	The Association For Manufacturing Technology
ベトナム進出セミナー	名古屋	あいち産業振興機構
オートメカニカ上海2012 愛知ブース	上海	メッセ フランクフルト社、ほか
地域力宣言2012 in 上海、地域力宣言2012 in 香港	上海、香港	全国商工会連合会
ミャンマー投資セミナー	名古屋	日本アセアンセンター、ほか
海外赴任者の給与設計、規定マニュアル整備のポイントと日本における税務の取扱い	名古屋	三井住友海上



〒471-8601  
愛知県豊田市元城町1-48  
電話 0565-36-1381  
FAX 0565-36-1213  
URL <http://www.toyoshin.co.jp>